

3

### 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、これらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

本助成金は次の4つの給付金に分けられます。

- I 高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を雇い入れることに対して助成を行う「特定就職困難者雇用開発助成金」
- II 65歳以上の離職者を雇い入れることに対して助成を行う「高年齢者雇用開発特別奨励金」
- III 東日本大震災による被災離職者等を雇い入れることに対して助成を行う「被災者雇用開発助成金」
- IV 自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れることに対して助成を行う「生活保護受給者等雇用開発コース」

#### I 特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、これらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

##### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者を2の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

###### 1 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、次の(1)または(2)に該当する求職者（雇入れ日現在において満65歳未満の者に限る）です。

###### (1) 重度障害者等以外の者

次の①～⑩のいずれかに該当する者（次の(2)に該当する者を除く）であって、以下の2(1)の紹介を受けた日に雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）

- ① 60歳以上の者
- ② 身体障害者
- ③ 知的障害者
- ④ 母子家庭の母等
- ⑤ 父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）
- ⑥ 中国残留邦人等永住帰国者
- ⑦ 北朝鮮帰国被害者等
- ⑧ 認定駐留軍関係離職者（45歳以上の者に限る）
- ⑨ 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る）
- ⑩ 渔業離職者求職手帳所持者（「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法」によるもの）（45歳以上の者に限る）

- (11) 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上の者に限る）
- (12) 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る）
- (13) 認定港湾運送事業離職者（45歳以上の者に限る）
- (14) アイヌの人々（※1）（北海道に居住している者で、45歳以上の者であり、かつ、ハローワークまたは地方運輸局の紹介による場合に限る）

※1 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

## （2）重度障害者等

次の①～⑤のいずれかに該当する者。短時間労働者以外の労働者として雇い入れる場合には、以下の2（1）の紹介を受けた日に雇用保険被保険者（在職者）であっても対象労働者となります。

- ① 重度身体障害者
- ② 身体障害者のうち45歳以上の者
- ③ 重度知的障害者
- ④ 知的障害者のうち45歳以上の者
- ⑤ 精神障害者

## 2 雇入れの条件

対象労働者を次の（1）と（2）の条件によって雇い入れること

### （1）ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等（※2）の紹介により雇い入れること

※2 具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

### （2）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実（※3）であると認められること

※3 対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることをいいます。

## 注意

1 次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

（1）対象労働者と当該対象労働者を雇い入れる事業主（以下「雇入れ事業主」という）との間で、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前から雇用の内定（予約）があった場合

（2）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主との関係において、次のいずれかに該当する場合

①雇入れ事業主と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある場合

②雇入れ事業主において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合

（3）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応

訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合

- (4) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
  - (5) 対象労働者が、雇入れ事業主の事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である場合
  - (6) 対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
  - (7) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合
- 2 支給対象期（下記「支給額」の1を参照）の途中または当該支給対象期に係る支給決定までの間に、当該対象労働者を事業主都合により離職（解雇、勧奨退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当理由自己都合離職等）させた場合は、当該支給対象期については不支給となります。また、最後の支給対象期の末日までに、事業主都合により離職させた場合は、当該対象労働者について、すでに支給されている分があればそれを返還する必要があります。

## 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇い入れた対象労働者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。

### 注意

次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。なお、3～6の要件（離職割合要件）の算出方法具体例等については、本パンフレット62～63ページ（参考）をご参照ください。

- 1 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間（以下「基準期間」という）に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
- 2 基準期間に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※4）により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※4 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A（解雇等）または3A（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいいます。

- 3 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（以下「確認日A」という）が基準期間内

にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職（※5）している割合が50%を超えている場合

※5 「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「1」である者（対象労働者の死亡など）は含まれず、原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます（以下4～6において同じ）。

- 雇用保険被保険者資格の喪失原因が「2」（対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者
- 同一事業所に継続して2年以上（助成対象期間が3年以上の者にあっては3年以上）雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者（特定就職困難者雇用開発助成金のみ）
- 就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である者

4 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、助成対象期間（※6）の末日の翌日から起算して1年を経過する日（以下「確認日B」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日B（※7）の時点で離職している割合が50%を超えている場合

※6 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とします。

※7 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とします。

5 対象労働者の雇入れ日よりも前に高年齢者雇用開発特別奨励金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えている場合

6 対象労働者の雇入れ日よりも前に被災者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えている場合

7 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

## 支給額

### 1 助成対象期間と支給対象期

（1）本助成金は、対象労働者の雇入れに係る日（※8）から起算した下表の「助成対象期間」に示す期間を対象として助成が行われます。

※8 賃金締切日が定められている場合は「雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日」、賃金締切日に雇い入れられた場合は「雇入れの日の翌日」、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は「雇入れの日」から起算します。「支給対象期」についても同様です。

（2）本助成金は、この助成対象期間を6か月単位で区分した「支給対象期」（第1期～第6期）ごとに、最大2～6回にわたって支給されます。

### 2 支給額

（1）本助成金は、対象労働者の類型と企業規模に応じて1人あたり下表の額が支給されます。

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	① ②・③を除く者（上記「対象となる措置」の1(1)①・④～⑯に該当する者）	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
	② 重度障害者等を除く身体・知的障害者（上記「対象となる措置」の1(1)②～③に該当する者）	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
	③ 重度障害者等（上記「対象となる措置」の1(2)に該当する者）	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 (33万円※× 3期) ※第3期の支給額は34万円
短時間労働者(※9)	④ ⑤を除く者（上記「対象となる措置」の1(1)①・④～⑯に該当する者）	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
	⑤ 重度障害者等を含む身体・知的・精神障害者（上記「対象となる措置」の1(1)②、③および(2)に該当する者）	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

注（ ）内は中小企業以外に対する支給額および助成対象期間です。（中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照。）

※9 「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

（2）ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

（3）雇入れ事業主が、支給対象者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金に次の助成率を乗じた額（表の支給対象期ごとの支給額を上限とする）となります。

【助成率】 ① 対象労働者の①・②・④・⑤に該当する者の場合 1/3（中小企業以外1/4）  
② 対象労働者の③に該当する者の場合 1/2（中小企業以外1/3）

（4）対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合や所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合は、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期（第1期）の初日から1か月以内に離職した場合には本助成金は支給されません。

## 受給手続

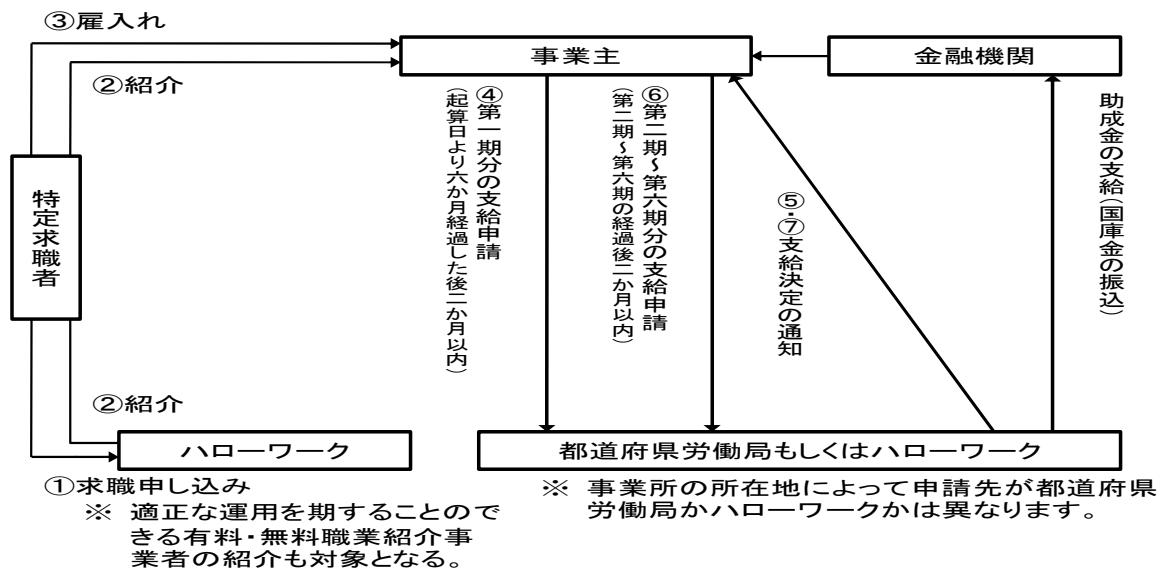
本助成金を受給しようとする事業主は、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内（以下「支給申請期間」という）に、支給申請書に必要な書類を添えて（※10）、管轄の労働局（※11）へ支給申請してください。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

※10 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※11 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

(参考) 受給手続きの流れ



### 利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることができます。
- 2 支給額、要件等は平成27年10月1日以降の雇入れ（一部支給申請）から適用されるものです。それ以前の支給額、要件等については最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。
- 3 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。  
本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。